

申告は早く、お早めです！

申告相談が必要な方

- ◆ 事業所得（自営業・農業、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得（年金等）のある方
- ◆ 給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ◆ 給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除等を受ける場合

申告相談が不要な方

- ◆ 給与所得のみで、年末調整を受けられた方
- ◆ 所得税の確定申告書を提出、または提出予定の方
- ◆ 農業で販売のない方（自家消費のみの方）



申告相談に必要な書類等

- ① 確定申告書（税務署から送付されている方のみ）
- ② 印鑑および預金通帳
- ③ 給与所得、年金等の源泉徴収票（給与・公的年金・個人年金等受給者）
- ④ 雇い主の発行した賃金支払明細書（日雇、パート等賃金雇用労働者）
- ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑦ 地震保険料の支払証明書（地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険）
- ⑧ 医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ⑨ 寄付金の領収書（地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等）
- ⑩ 不動産等を譲渡された方は、支払

調書または契約書、その他手数料等のわかるもの

⑪ その他営業等は収入、支出のわかるもの

⑫ 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの（営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書）

⑬ 住宅借入金等特別控除（平成23年分新規）を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など

【注意事項】

※期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。

※収入がない方でも申告が必要な場合があります。（国民健康保険税の軽減を受ける方。所得証明が必要

要な方など）

※期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。（税務署での申告となります。）

※還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。南部町では、2月13日（法勝寺庁舎）、14日（天萬庁舎）に相談をお受けします。 ※申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

昨年と比べて変わった主なところ

【扶養控除等の改正】

年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の方）に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族となりました。